

細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書

重い後遺症や死亡のおそれがある子どもの細菌性髄膜炎の我が国での患者数は、日本外来小児科学会によると、5歳までの子どもで全国に少なくとも年間600人以上に上っている。このうち、約6割がインフルエンザ菌b型（以下「H i b」という。）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この二つの原因菌によるものが全体の約9割を占めている。

抗菌薬（抗生物質）による治療にもかかわらず、約5%が死亡し、約15～20%に重い後遺症が残っている。細菌性髄膜炎は、発症後の治療には限界があり、罹患前の予防が非常に有効であるといわれている。

近年では、抗菌薬に対するH i bの耐性化が急速に進展しており、H i b感染症がさらに難治化する傾向にある。また、H i bは飛沫感染により伝播することから、早期保育など乳幼児における集団生活機会の増加により、小児がH i b感染症に遭遇する危険性はさらに高くなると予想されている。

H i bと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種により効果的に予防することが可能であり、ワクチンを定期予防接種化した国々では、発症率が大幅に減少している。

我が国においては、H i bワクチンが一昨年1月に承認されたが、任意接種のため患者の費用の負担が大きく、昨年12月に発売が開始されたが、品薄で接種を受けるまで2～3ヵ月待ちの状況にある。また、現在、我が国で承認されている23価多糖体肺炎球菌ワクチンは乳幼児には使用できず、乳幼児に使用できる7価結合型肺炎球菌ワクチンは、我が国では現在、承認申請の段階にある。

H i bワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができるとともに、医療費の削減に貢献する度合いが極めて高いことから、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化が急がれるところである。

よって、国におかれては、細菌性髄膜炎から子どもたちを守るため、次の事項について、早期に実現されるよう強く要望するものである。

- 1 速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。
- 2 早期に7価結合型肺炎球菌ワクチンの薬事法承認及び導入のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣